

仕事のスキルアップ・資格取得をめざす方へ 教育訓練給付金が拡充！

教育訓練給付制度は、働く人の主体的な能力開発やキャリア形成を支援し、雇用の安定と就職の促進を図ることを目的として教育訓練の受講費用の一部が支給されるものです。2024年10月1日以降に、厚生労働大臣が指定する特定一般教育訓練および専門実践教育訓練の受講を開始する場合、教育訓練給付金の給付率が引き上げられます。

メリット

企業イメージや社会的信頼性が高まり、競争力の強化が期待できます。また、従業員の活力向上や生産性の向上などの組織の活性化をもたらし、結果的に業績向上にも繋がります。



教育訓練給付制度

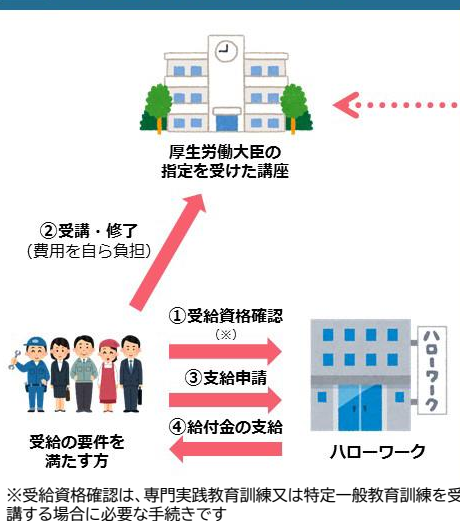
給付金の対象となる教育訓練は、そのレベルなどに応じて、**専門実践教育訓練**、**特定一般教育訓練**、**一般教育訓練**の3種類があります。受給要件は厚生労働省HPをご確認ください。

給付支給額

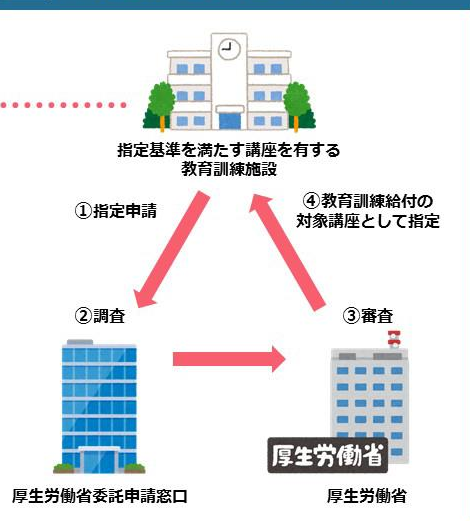
check!

教育訓練給付制度の概要

1 教育訓練給付の支給を受けるまでの流れ



2 教育訓練給付の講座指定を受けるまでの流れ



※ 厚生労働省HP「教育訓練給付制度」より引用

	専門実践教育訓練給付金	特定一般教育訓練給付金	一般教育訓練
対象訓練	中長期的キャリア形成に資する教育訓練	再就職および早期のキャリア形成に資する教育訓練	雇用の安定・就職の促進に資する教育訓練
2024年9月30日以前に受講を開始した方	教育訓練経費の50%(年間上限40万円)を受講開始日から6カ月ごとに支給します。さらに、資格取得・就職した場合は、追加で教育訓練経費の20%(年間上限16万円)を支給。	教育訓練経費の40%(年間上限20万円)を訓練修了後に支給。	
2024年10月1日以降に受講を開始する方	上記の資格取得・就職に加えて、 訓練修了後の賃金が受講開始前の賃金と比較して5%以上上昇した場合は 、教育訓練経費の10%(年間上限8万円)を追加で支給。 70% ▶ 最大80% (年間上限64万円)	上記に加えて、 資格取得・就職した場合 、教育訓練経費の10%(年間上限5万円)を追加で支給。 40% ▶ 最大50% (年間上限25万円)	教育訓練経費の20%(上限10万円)を訓練修了後に支給。

経済的負担を抑えながら**技術革新やビジネスモデルの変化に対応するために、リスキリング**に取り組むことが可能になりますので、この機会にチャレンジしてみたいはいかがでしょうか。



ペンデル税理士法人(認定経営革新等支援機関)

TEL : 03-5990-5910 FAX : 03-5990-5909

〒160-0023 東京都新宿区西新宿6-6-2 新宿国際ビルディング5F

～認定支援機関で対応できます～

- 各種補助金申請
- 経営改善計画書の作成
- 創業支援
- 優遇金利での資金調達 など



▲ 動画でも ▲
ご視聴できます